~11/20

狭山市告示第244号

公　　示　　送　　達　　書

令和８年１１月１３日

下記の書類は、当市役所健康推進部保険年金課に保管してありますから出頭のうえ受領してください。

高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条において準用する地方税法第２０条の２の規定に基づき、公示します。

狭山市長　　小谷野　　剛　　印

書類の送達を受けるべき者	氏　　名	別紙のとおり
送達する書類名	別紙のとおり	

（注意）

高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条において準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により、この掲示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

別紙

No.	氏名	送達する書類名
1	福村　徳治	後期高齢者医療保険料額決定通知書
2	谷道　一水	後期高齢者医療保険料額決定通知書